

◇ 令和7年11月30日以前に準確定申告した場合

Q : 令和7年11月30日までに準確定申告をした場合は、注意が必要と聞きました。どういふことですか？

A : 税制改正の施行に伴い注意が必要です。

【解説】

令和7年の12月1日は、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直しなどの税制改正が施行される時期です。

そのため、11月30日以前に準確定申告を行った人は、旧制度で申告した後に訂正申告または更正の請求を検討する必要がある場合があるので注意が必要です。

すなわち、11月30日以前の申告は現行制度で行うため、基礎控除や扶養控除などは改正前の金額で計算されます。しかし、12月1日以降に制度が変わったことで、税負担が軽くなる人については「更正の請求」をすれば、還付を受けられることとなります。更正の請求は、申告期限から5年間です。

一方、税額が不足になる場合は、令和7年12月1日以降で、なおかつ法定申告期限内であれば、訂正申告として新制度を適用することができます。訂正申告とは、納税額が不足している場合に自主的に納税内容を修正する手続きです。

還付を受ける場合は更正の請求、追加納税の場合は訂正申告と覚えておくと分かりやすいです。

また、相続による準確定申告をした場合で還付になる場合は、その金額は未収金として相続財産となりますので注意してください。

